

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和7年5月15日（木）
- 2 開会日時及び場所
令和7年5月15日（木） 午後1時45分
防府市役所 本館3階 共用会議室3A・3B
- 3 閉会日時 令和7年5月15日（木） 午後2時37分
- 4 委員氏名

(1)出席者（13名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）小山 巽 （5番）原田 政祥
（6番）倉重 俊則 （9番）松田 祥治 （11番）池田 寛 （12番）松永 初恵
（13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久 （15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭
（18番）横木 勉

(2)欠席者（5名）

（4番）関谷 芳広 （7番）木原 伸二 （8番）田村 正信 （10番）貞平 克己
（17番）藤井 伸昌

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 局長補佐	砂田 智子
〃 書記	近森 啓
〃 書記	徳永 有華
〃 書記	筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号 農用地利用集積等促進計画案について（所有者・機構間契約）
議案第27号 農用地利用集積等促進計画案について（機構・受け手間契約）
議案第28号 農用地利用集積等促進計画案について（一括契約）
議案第29号 令和6年度農地利用最適化の実施状況の公表（別冊）
報告第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第30号 農地法第18条（通知）

報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第32号 農地法施行規則該当転用届について

報告第33号 地域計画の変更について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

12番 松永 初恵委員

13番 熊安 悦子委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。ちょっと時間早いですけど、皆さんもうおそろいなので、始めさせていただきます。

それでは、ただいまから令和7年度5月の月例総会を開催いたします。

本日の月例総会に欠席の連絡のありました委員は、4番、関谷委員、7番、木原委員、8番、田村委員、10番、貞平委員、17番、藤井委員の5名の方でございます。

なお、出席委員さんが過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定により総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、本日は会長欠席のため、会長職務代理に、原田職務代理に議長としての進行をよろしくお願いいたします。

○原田会長職務代理者 それでは、職務代理の原田です。座って進行させていただきます。

本日の議事録署名委員は、12番、松永初恵委員、それから13番、熊安悦子委員のお二方をお願いします。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、本日の議案審議に入ります。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 では、議案第24号、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第24号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は4件になります。目的については、所有権の移転が3件、地役権の設定が1件です。譲受け理由は、相手方の要望によるものが1件、規模拡大が3件です。譲渡し理由は、耕作困難が3件、相手方の要望によるものが1件です。

なお、別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、議案審議に入ります。

申請番号1番の方、委員の方、説明をお願いします。ということで、1番は私なので、急遽、昨日連絡いただきましたので、別の委員の方に説明をお願いする時間がなかったので、私のほうで説明をさせていただきます。

議案第24号の1は、第3条の規定による所有権移転の申請です。現地確認及び関係者への聞き取りを5月11日に行いましたので、その結果について報告をいたします。

現地は、資料1ページ、2ページのとおり、—————より—————を—へ約1kmほど行った—————のちょうど一側に位置しております。

農地の現状ですが、現在は耕作されておらず、保全管理の状態となっております。昨日、おとといですかね、保全のために草刈りがされたというようなことを聞いております。譲渡人——が——をしていた当時は——が栽培されていたんですが、現在は—————、現在、農地の処分を進めているということでした。

譲受人に話を聞いたところ、4ページの営農計画書にいろいろと細かいことが記載されておりますけれども、譲受人は—————を中心に営農している方なんですけれども、このたび規模拡大のために農地を購入すると。理由の一つは、—————ということで、休耕田である当該農地を取得することにしたということでした。

ここの営農計画書にあるとおり、モリंगाを栽培したいと。現在、譲受人は——といいますがね、—————んですが、その近くの農地でモリंगाを栽培しているようです。それをやりたいというような話でした。

それから、ここに書いてあるとおり、——なんですけれども、—————と一緒に作業に従事していくという話でした。それから農機具も、ここに書いてあるとおり、全てのもの、書いてあるとおりのものがそろっております。

農地法の第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項についてなんですけれども、特に各号の権利移動の制限に関する事項について問題になる点は見当たらず、許可要件の全てを満たしているというふうに判断をいたしました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。御意見のある方、いらっしゃいましたらお願いします。特に——はい、どうぞ。

○13番 13番、熊安ですけど、私、このモリंगाにとっても興味があるんですけど、このモリंगाは休耕田で、ハウスじゃないところで育てていらっしゃるんですか。

○原田会長職務代理者 現在はもう露地ですね。

○13番 露地で。

○原田会長職務代理者 露地です。はい。

○13番 ハウスじゃないんですね。

○原田会長職務代理者 ハウスじゃないですね、やられているのは。

○13番 育てられるんですね。

○原田会長職務代理者 私もよく知らないんですけど、本人は一応やるつもりですよ。

○13番 私、育てたことあるんですけど、冬の寒さに枯れてしまったんですよ。だからどうなのかなと思って。はい。ありがとうございました。

○原田会長職務代理者 ちょっと詳しい人いますよ、そこに。(笑声) 弘中さん。

○15番 15番、弘中です。冬は葉っぱ枯れます。落ちます。春先になってまた芽が出て、葉っぱを茂らせます。だから大丈夫です。根っこが生きちゃったら大丈夫です。

○13番 多年草なんですね。

○15番 はい。それで、種からも芽が出て、それからまた栽培できます。

○13番 とても興味を持っていましたので、ありがとうございました。

○原田会長職務代理者 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 じゃあ、ほかに御意見なければ、採決に入ります。本議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、本議案は承認されました。

続きまして、担当委員の方、説明をお願いいたします。

○2番 2番、石川です。——地区は関谷委員さんの担当なんですが、今日は御都合が悪いということで、私が聞き取りから行いましたので、報告します。

5月8日に事務局及び推進委員の工藤さんと私と4人で現地を確認いたしました。それから、その後、譲受人とお話をしましたが、譲渡人とはちょっと電話はしたんですが、連絡がつかなかったので、周りでいろんな話が聞けましたので、状況的に大丈夫だと思いましたが、もう連絡をするのをやめました。

場所は、———の———mぐらいのところなんですが、割とよく草も管理されています、現在。多分、もう譲り受ける方が管理をしよるんじゃないかと思うんですが、譲渡人はこちらへいらっしゃいませんし、今回こういう話になったのが、———されたようです。———ということで、———ということで、今回の方が代わりに買おうということで話がまとまったようです。

営農計画書に書いてあるとおりのんですが、トマト、ピーマン等を作付したいということで書いてありますが、今現在、農地を借りて農業されています。たしかレモン400本植えちよるとは言うてあったんですが、面積的にはちょっとよう分からんところがありますが、そのほかに去年はカ

ポチャも作ったということで、今、借りているところ及び所有しているところは全部作っていらっ
しゃいます。

今後、ここを取得したところも今書いてある野菜を作ろうということで、これは本体が——
——なんです。——さんなんです。そこの——に手伝ってもらっているんな農作業をされている
ようです。売り場も、——へ直接売るといふことで、今、——から店内にコーナーをつくってほ
しいといふことで頼まれているようです。種類が多いほうがいいといふことなので、1種類では困
るよといふことで、いろいろなものを作っていきますといふことでした。

それから、農機具ですが、書いてあるとおりのものがあるんですが、このほかに耕運機とか書い
てありますが、このほかにトラクター等も——のほうにはあります。それもよく出入りするの
で確認をしております。

ちょっとここ、水がどうなんかなといふ気はしたんですが、ちっちゃい小川といふか、溝のよ
うなのがあるところなんです、——は出水といひますか、谷川から出てくる水だけなので、ため池
がありません。それで水を調達するといふことになりますので、今までは横に家があったのでそ
こから取れたらと思ひますけど、家は人のものですから、その小川から水を調達するといふこと
で、ちょっと水が気になるなと思ひましたが、非常にやる気がありますし、いろいろなことに興
味を持って積極的にやってみようといふのでいろいろなことをされている方です。

特に問題もないと思ひますし、地域との関係も、これ、この人、——なんです、——に店
を出して、——の方とも今時点でもう大変いろいろな協力をされています。したがって、特に問題
はないと思ひます。

農地法3条の各号についてですが、これも今まで言ひましたように特に問題ないと思ひます。報
告は以上です。皆さん、御審議よろしくお願ひします。

○原田会長職務代理者 それでは審議に入ります。御意見のある方。はい、どうぞ。

○6番 6番、倉重です。今、お話を聞いてどきっとしたんですが、レモン400本っていふのでび
っくりしたんですが、単純に考えると、レモン400本は今お作りの面積を超えるんですね。だか
ら、これは多分、途中で間引かれるのではないかなと思ひます。チャレンジ精神旺盛なので、私
は一応許可する方向で考えておるんですが、あとはだからそういう400本とかいふことで、あ
とは技量はどうかといふふうに思ひますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）技量は
何とも言えないといふことであれば、今後、どなたかに学ばれるとか、そういうことは
ないのかなと思ひます。そのほうがいいのかなと思ひます。例えば、農協のほうの
営農指導員にお世話になるとか、そういうふうにされるともとうまくいくん
じゃないかなと思ひます。以上です。

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。何か御意見ございましたら。

○2番 特にないですが、レモンは農協へ相談しても答えてくれるかどうかは非常に疑問があると思

います。（発言する者あり）ミカンならいろんなことに答えると思いますが、レモンは扱っていないので何とも言えんところですけど、ただ、――が――で稲作等されていますので、そちらのほうではいろんなことが聞けると思います。

○原田会長職務代理者 これから作られるということですかね。

○6番 これからということでしょうかね。だから、いいんじゃないかなと思っています。

○原田会長職務代理者 よろしいですね。

○6番 はい。

○原田会長職務代理者 はい。ほかに御意見がある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

続いて、3番、地元委員の方、説明をお願いいたします。

○5番 5番、原田です。議案24号の3番は所有権移転の申請です。現地確認につきましては、5月11日に単独で実施をしました。それから、聞き取りが5月11日に渡し人に、13日に受人のほうで行いまして、渡し人につきましては、―――ことで、――の方と話をしております。それから、譲受人のほうですね、受人のほうについては、――がありまして、そこに出ておられましたので、一とともに実施しております。

申請地につきましては――資料については9ページから12ページということで、場所については10ページのほうですかね。ちょっと一のほうに―――がずっと流れておりまして、左側、西側になるんですが、こちらのほうはもう―――に近いところになります。それから、申請地のすぐ―――に黒い線がずっとありますが、これは―――ということになります。大体そういった位置になりまして、特に目立ったものはないんですが、周囲がそういうふうな状況です。

それから、地区については、―――という地区になりまして、これ、譲渡人、譲受人ともに同じ地区の中におられるということです。申請地は昨年まで―――今度は11ページのほうですかね―――稲が植えておられまして、―――側にこれ譲受人の田がありまして、ともに稲作が行われておったという状況です。

所有権移転については、これ、譲渡人のほうから譲受人のほうへ話をされて、実は―――の―――年にちょっと稲刈り作業を譲渡人のほうが苦勞されたということで、水の関係ですね、これ、譲受人のほうに作業委託をしたというところから話が進んで、所有権移転の話になったということでございます。

譲渡人については、この圃場以外にあと一か所ですか、—————のものもあるんですが、含めて一か所、田がありまして、そこについても稲作を自分のところの機械でずっと作っておられまして、今年も作付はするというふう聞いておりまして、ほかの農地についての所有権の移転とかいうことはまだ今のところは考えておらず、あと、—————ですかね、これらが今からどうするかというふうな話をされておりまして、まだ決まったところはないというところですよ。取りあえず作るということです。

それから、譲受人については、この—————になっておられまして、12ページに営農計画書がありますが、それぞれ稲作の機械を持っておられまして、問題ないというふうに判断をしました。

それから、農地法の第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項についてということで、ほぼ問題ないというふうに判断しまして、許可要件を満たしているというふうに思われます。説明につきましては以上です。審議よろしく願いしたらと思います。

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。御意見のある方、いらっしゃいましたらお願いします。特によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 それでは、採決に入ります。承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

続きまして、4番、地元委員の方、説明をお願いいたします。

○15番 15番、弘中です。議案第24号の4は地役権の設定です。現地確認を5月8日に事務局2名と原田委員で行い、申請人ほかへの聞き取りを5月13日に行いましたので、報告します。

現地は、資料13ページから15ページを御覧ください。—————から—————mぐらいのところにあります。貸付人は借受人より上下水道管理設したいとの申出があり、農地の下を水道管を通した後は、また農地として今までどおり耕作できるとのことで貸し付けることにした。借受人は、資材置場で上水道が必要となり、借り受けるということにしたということです。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○原田会長職務代理者 ただいま議案の説明が終わりました。御意見のある方、いらっしゃいましたらお願いいたします。特によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 それでは、採決に入りたいと思います。承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

続いて、議案第25号、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 議案第25号、初めに、議案資料の修正をお伝えいたします。お手元の修正連絡表を御覧ください。議案資料23ページの農地の種別に関する表記を修正し、差し替えをいたします。

では、御説明いたします。

議案書は2ページ、資料は17ページからになります。

議案第25号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は2件です。転用事由の内訳は、建売住宅が1件、太陽光発電設備が1件です。

申請番号1は建売住宅です。資料は17ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地です。開発許可申請中です。

申請番号2は太陽光発電設備です。資料は23ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.9haの農地で、———より———m以内の第3種農地となります。以上です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○原田会長職務代理者 それでは、1番、地元委員の方、説明をお願いいたします。

○2番 2番、石川です。議案第25号の1は、建売住宅を建てたいという申請です。5月8日に事務局と池田委員さんと私と4人で現地を確認しました。場所は、———のすぐ一側、———と———の間になります。この土地は———が管理していたんですが、といますか、———が管理していたんですが、———という要望がありまして、———という状況です。

それが、———まして、———、自分ではもうどうしようもない、農業のことも知らんし、管理もようせんということで、溝掃除してみたら大変えらかったようで、もう持っていけないということで、———ようです。ここへ———家が建つということなんですが、ここ、俗に言う———なんですが、下水道がすぐ横を通っていて、その下水道管に汚水は流すということです。

会社が———あるんですが、譲受人のほうですね、この関係は———に聞いたんですが、協力して開発行為をするということでした。一緒にやっていくということらしいです。雨水については農業用水路に出るんですが、その部分については特に許可も必要ないので、家、建売を売った後に、入居された方に地域の溝掃除とか一斉清掃には必ず出てくださいよというのをお願いしてくださいということを言っておきました。自治会に入る入らんは自由やけど、掃除には必ず出ることということでお願いをしてあります。

このお願いはなかなか、次の方がまだ決まっていないので、今から売るので、難しいところはあ

ると思いますが、やっぱり一言言うちょかんと、最近、自治会に入らん人が増えていきますので、自治会に入っちゃらんから掃除も協力せんとかになりますと問題が起きますので、一応、そういう要望をいたしました。あとは特に問題はないと思います。報告は以上です。皆様の御審議よろしくお願ひします。

○原田会長職務代理者 それでは、審議に入ります。本議案についての御意見、御質問ございましたらお願ひいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 それでは、採決に入りたいと思います。承認に賛成の方は挙手をお願ひいたします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

続いて、2番、地元委員の方、説明をお願ひいたします。

○9番 9番、松田です。議案第25号の2は、譲受人が太陽光発電を設置したいという議案です。現地確認を5月の8日、木原委員長と事務局2名とで行いましたので、御報告いたします。

現地は、—————の—————mのところ、—————のすぐ隣にあります。譲渡人も———、———もう耕作も管理もできないということで、太陽光業者に売り渡すようになったようです。この申請地の周りも田があるんですが、そちらのほうも耕作されていないようでして、周りへの影響もそんなにないと思われます。草刈りのほうも年3回やるということでしたので、それなりにちゃんとやってくれるのではないかと思います。

また、———との間の道なんですけど、これ、かなり広い道でして、そっちのほうも一緒にやるようにお願ひをしておきました。水路のほうも—————へのいろいろ話をされているようでして、特に問題はないかと思われます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○原田会長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問がある方はお願ひいたします。はい、どうぞ。

○2番 2番、石川です。条例で100m以内の方について説明会を実施するという事になっていると思うんですが、どういう状況で説明会をされたかお願ひします。

○事務局 説明会を4月——日に—————で行ったということで、周辺の方で—————を含めて———名の方が参加されたと。特に反対意見等もなかったようでございます。

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。よろしいですか。

○2番 はい。

○原田会長職務代理者 はい。ほかに御意見ございましたらお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 ないようですので、採決に入ります。承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。
事務局、お願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は3ページから、議案第26号は農用地利用集積等促進計画案（所有者・機構間契約）についてで、議案第27号は農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）についてです。

議案第26号、27号につきましては、県で公告予定の利用権設定が13件になります。農地の集積面積は3万2,157m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が13件です。内容は、議案第26号の番号1から3につきましては、議案第26号の全ての農地を山口農林振興公社に貸し付け、議案27号について山口農林振興公社から貸付けを行うものです。

お手元の修正連絡表を御覧ください。

議案27号の農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）の申請番号4番から13番が追加となっております。こちらにつきましては、山口農林振興公社から貸し付ける相手に変更が生じたものになります。計画の内容は、議案に記載させていただいておりになります。本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案書は5ページからです。議案第28号は、農用地利用集積等促進計画（一括契約）についてで、令和7年9月26日公告予定の利用権設定が1件提出されています。この件の集積面積は2,504m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が1件です。計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。議案第26号、27号、28号、今、説明がありましたけれども、御意見ございましたらお願いいたします。特に、皆様、よろしいですかね。

これ、27号の追加の分がありましたよね。4から、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13まで、これ全部、変更前の方の名義が同じで、今度の譲受人は2人ということになるわけですね。

○事務局 そうですね。はい。

○11番 はい、すいません。

○原田会長職務代理者 はい、どうぞ。

○11番 11番、池田です。ちょっとお尋ねしますが、機構・受け手間契約、中間管理機構を通

す契約と今回一括契約っていうのがございますね。この違いはちょっとどういう内容か、教えていただけたらと思います。

○原田会長職務代理者 事務局、お願いします。

○事務局 議案第26号、27号の所有者・機構間契約、機構・受け手間契約というのが、一旦、市の公告日で中間管理機構が所有者の方から土地をお預かりして、今度はその数か月後になるんですが、県の公告日で中間管理機構から受け手の方に土地の権利が移るという形の契約になります。一方、一括契約については、市の公告日でもう1日をもって、3者で契約をしたというような形になっております。その違いです。

すいません、補足します。

この26号、27号、いわゆる所有者と機構、そして機構と受け手ということで、これは今までどおりの中間管理機構を間に通してやっていますよというやつです。これは契約上、間に中間管理機構を通して、中間管理機構が所有者からもらう契約書、そして中間管理機構が出して、いわゆる受け手のほうとやる契約書、この二本立てのやつでございます。今までどおりでございます。

もう一つの一括契約でございますが、これ、今まであった基盤法の相對、これのイメージをしてください。相對を今までやっていたんだけど、その中の契約の中で、中間管理機構を一つ通して、中間管理機構を通してやったよという契約一枚物。こういうふうにしましょうやと。今まで相對でやっていた方もいらっしゃいますので、そういったときはこっちの相對のほうの一括契約と、イメージ的にですね。今まで相對でやっていたものが一括契約になるという形で。見た感じ、中間管理機構を間に通していますよという形の契約を結んでおると、ざっくり言うとそんなイメージでございます。

○11番 すいません、ちょっと理解が。相對っていうか、一般にAさんとBさんでもう話が、中間管理機構を通してやるんですけど、話が整った場合、事務的に簡単なのは一括で、もう公社を通したら半年以上かかりますから、これはできないということですか、そういう例は。基盤整備っちゃうか、集団でやる分だけがそういうこの一括を使うだけで、条件があるということですかね。

○事務局 詳しい条件はちょっと分からないんですけど、そういうふうにはまず個々でやる場合と一括でやる場合とは条件が違うと思います。この一括のほうもいつまであるのかなという気はします。

○11番 分かりました。

○原田会長職務代理者 よろしいですか。

○11番 はい。

○原田会長職務代理者 従来のものは、例の個別のやつが従来の（「そうです」と呼ぶ者あり）パターンですよ。

○事務局 はい。

○原田会長職務代理者 いや、この前、中間管理機構からもこの話を私聞いたんですよ。よう分からんですね、説明が。（笑声）聞いたけど、よく分からなかった。

○事務局 相対を続けてやるためのものかなみたいな、一括は。

○11番 基本はもう個別はできないということになっていますよね。

○事務局 そうです、はい。

○11番 基本通してくださいよっちゅうことで。このパンフレットもそうですけど。

○2番 今まで市の書類で契約しよったやつが一括と思いますよ。

○原田会長職務代理者 そうですね。イメージとしてはそのとおりですね。

○2番 今度は全部、中間管理機構を通しますよっちゅう話だったから。だから、あそこの都合と思う。

○原田会長職務代理者 ほかに何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 それでは、26、27、28号、この3件につきまして、承認賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第26号、27号、28号は承認されました。

続いて、議案第29号、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 御説明いたします。議案書は別冊で配付しております、5月7日の年度総会でお配りしたものと同一ものになります。

議案第29号は、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表についてです。

農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会事務については、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用、その他の適切な方法により、公表しなければならないとされており、実施状況について市のホームページに公表します。

内容につきましては、4月の最適化会議、5月の年度総会で御説明したのようになります。以上です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○原田会長職務代理者 今、説明がありましたけれども、本議案について御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 それでは、議案第29号について採決をいたします。承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

それでは、報告事項について、28、29、30、31、32、33については内容を見ていただいて、何か御意見等があればお願いをいたします。

これ、33号はどこが変更されたか分からないですね。

○事務局 33号のほうなんですけど、これ、修正前と修正後というのがないので大変見づらくっております。

あそこの農地はどうなったのかなってというふうに個別で分かる方は分かると思うんですけど、ほとんど白色がほとんどの図面なので分かりにくいと思いますが、この内容は、前回、定時で3回ほど公告しますと、定時で3回ほど、年に3回ですね、そのうちの第一発目でございます、これ。

内容としたら、先月分までの貸借が変わったと、ああいうのがほとんどでございます。だから、どこかが減ったというのはあんまり見受けられないんじゃないかなと。それと、今回ある転用については、これ地域外でしたので、この中には含まれておりません。それまでのもう分かっている分についてもこれに反映されておりますので、今回についてはほとんどが所有権移転とか、貸借で借手が代わったとかやめたとかいうようなものが事後で上がってきているということになります。

今回、この報告を経て1か月間の意見聴取を行い、6月30日でまた告示という形でホームページに載せるという形になります。大変図面もちっちゃくて見づらいとは思いますが、こういうのがまたあと2回ほどあるよということになります。

先月あった随時の分、これは割とここですというので地番も書いてあるし、誰から誰へというふうに書いてあるので、比較的、担当委員さんは分かりやすいのかなと。そのときに5条で申請があったものについてということで、急がなくちゃいけないものは随時という形になりますので、そういったものだったら地区も限られていますので、今回は17地区のうちのほとんどが所有権が変わったり、貸借が変わったりというものがありましたので、今回は図面も地区の数も多くなっております。以上です。

○原田会長職務代理者 それぞれの担当地区の図面を見ていただければ、これが最新版という理解をすればいいということですね。ということは、市の公告されている地域計画がこれに更新されているということですよ。

○事務局 今から更新されるという形。1か月ほどたって。

○原田会長職務代理者 じゃあ、今、ホームページに載っているのは（「前回までの」と呼ぶ者あり）前回のものがそのまま載っているということですね。

○事務局 はい。そういうことになります。

○原田会長職務代理者 そういうことですね。分かりました。じゃあ、自分の地域を見たら多分よく分かると思います。よその地域は分かりませんからね。ぱっと見ただけじゃあどこかって分かんないな。すいません。

ほかに何か皆さんのほうから、報告事項についての何か説明なり御意見がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 なければ、一応、報告事項はこれで終了ということにいたします。

午後2時37分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 5月15日

会長職務代理者 原田 道昭

署名委員

署名委員